

## 平成26年度 岸和田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度岸和田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間下水管敷設延長	3.3 km
(2) 年間有収水量	20,342 千m <sup>3</sup>
(3) 主要な建設改良事業	
① 管渠整備事業	780,593 千円
② ポンプ場及び処理場整備事業	175,663 千円
③ 流域下水道建設負担金	78,128 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 事業収益	7,910,695 千円
第1項 営業収益	5,220,255 千円
第2項 営業外収益	2,690,420 千円
第3項 特別利益	20 千円

### 支 出

第1款 事業費用	7,862,809 千円
第1項 営業費用	5,709,759 千円
第2項 営業外費用	1,775,033 千円
第3項 特別損失	376,017 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,861,021千円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。 )。

### 収 入

第1款 資本的収入	3,397,933 千円
第1項 企業債	2,593,844 千円
第2項 固定資産売却代金	10 千円
第3項 分担金及び負担金	27,254 千円
第4項 補助金	371,200 千円
第5項 他会計繰入金	405,625 千円

### 支 出

第1款 資本的支出	6,258,954 千円
第1項 建設改良費	1,040,883 千円
第2項 企業債償還金	5,218,071 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	下野町下水ポンプ場 雨水ポンプ更新事業	300,000 千円	平成26年度	70,000 千円
				平成27年度	230,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
新電算システム運用	平成26年度から平成31年度まで	62,409千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
公共下水道事業	379,700 千円	普通貸借又は証券発行 ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができる。	%以内 10 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 機構 銀行 その他	年以内 30	年以内 5	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。
流域下水道事業	77,800							
資本費平準化債	1,555,400				20	3		

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 681,740千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,749千円である。